

その他事務事業（その 1）交通基盤整備事業の取扱いについて

その他事務事業（その 1）交通基盤整備事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 7 月 28 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-17	その他事務事業（その 1）交通基盤整備事業の取扱いについて
1 路線バスの補助については、現行のまま新町に引き継ぐこととする。 2 公営駐車場については、現行のまま新町に引き継ぐこととする。		

平成 16 年 7 月 28 日 確認・継続審議